

## 平成30年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成30年 9月13日 午前9時30分開議

議 長	それでは、定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る7日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。
々	連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。 ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。決算特別委員長の報告をお願い致します。 3番高良決算特別委員会委員長。
高良決算特別委員会委員長	平成30年9月13日。 川本町議会議長、飯田 武則殿。 決算特別委員会委員長、高良 敏幸。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、「議案第54号」、付託事件名、「平成29年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第55号」、付託事件名、「平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第56号」、付託事件名、「平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第57号」、付託事件名、「平成29年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。

高良決算特別委員会委員長 議案番号、「議案第58号」、付託事件名、「平成29年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。

々 議案番号、「議案第59号」、付託事件名、「平成29年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。以上でございます。

議長 以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

々 それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
委員長報告の決算認定審査6議案に対する質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論並びに採決を行います。

々 まず、「議案第54号、平成29年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第54号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第54号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第55号、平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。

- 議 長           この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第55号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
                  この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第55号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々               続いて、「議案第56号、平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。  
                  この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第56号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
                  この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第56号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々               続いて、「議案第57号、平成29年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。  
                  この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第57号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
                  この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第57号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々               続いて、「議案第58号、平成29年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）

議 長	<p>討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「議案第58号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「議案第58号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。</p>
々	<p>続いて、「議案第59号、平成29年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「議案第59号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「議案第59号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。</p>
々	<p>それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。総務教民常任委員長の報告をお願いします。3番高良総務教民常任委員長。</p>
高良総務教 民常任委員 長	<p>平成30年9月13日。 川本町議会議長、飯田武則殿。 総務教民常任委員会委員長、高良敏幸。 陳情審査結果報告書。 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。1、受理番号、陳情第1号。件名、日本骨髄バンクドナーに対する支援制度の新設を求める陳情。 付託年月日、平成30年9月7日。審査年月日、平成30年9月10日。</p>

高良総務教  
民常任委員  
長

審査の結果、採択とすべきもの。

2、受理番号、陳情第2-1号。件名、三大字地区に児童のスクールバス  
運行の陳情。

付託年月日、平成30年9月7日。審査年月日、平成30年9月10日。  
審査の結果、不採択とすべきもの。

なお、付帯意見。小中学校の児童生徒通学費の支給については、児童生徒  
数の減少と通学時の安全確保の観点から、現行の支給条例を見直し、通学距  
離数を2キロメートル程度、公共交通機関の利用者についても最寄りの停留  
所までの距離が2キロメートル程度以上あれば、その区間も通学費の支給が  
出来るように見直しが必要ではないか。

以上でございます。

議 長

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

々

それでは、まず「陳情第1号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「陳情第1号、日本骨髄バンクドナーに対する支援制度の新設を求める陳情」  
に対する、委員長報告は「採択とすべきもの」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求  
めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり、「採択とすべきもの」と  
することに「決定」しました。

々

続いて、「陳情第2-1号」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「陳情第2-1号、三大字地区に児童のスクールバス運行の陳情」に対する、  
 委員長報告は「不採択とすべきもの」であります。  
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
 挙手「多数」であります。
- 々 よって、「陳情第2-1号」は委員長報告のとおり、「不採択とすべきもの」に「決定」致しました。
- 々 それでは、続いて、産建町民常任委員長から「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。産建町民常任委員長の報告をお願いします。4番石川産建町民常任委員長。
- 石川産建町  
 民常任委員  
 長 平成30年9月13日。  
 川本町議会議長、飯田武則殿。  
 産建町民常任委員会委員長、石川達也。  
 請願審査結果報告書。  
 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
 記。1、受理番号、請願第1号。件名、島根中央高等学校の県外からの入学生徒を確保するための女子寮建設に関する請願書。  
 付託年月日、平成30年9月7日。審査年月日、平成30年9月10日。  
 審査の結果、採択とすべきもの。
- 々 2、受理番号、請願第2号。件名、中心市街地の持続的発展に関する請願書。  
 付託年月日、平成30年9月7日。審査年月日、平成30年9月10日。  
 審査の結果、趣旨採択とすべきもの。以上でございます。

議 長	以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。
々	<p>それでは、まず「請願第1号」に対する質疑を行います。          質疑はありませんか。          （「ありません」の声あり）          質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。          （「ありません」の声あり）          討論なしと認めます。</p>
々	<p>これより採決に入ります。          この採決は、「挙手」により行います。</p>
々	<p>「請願第1号、島根中央高等学校の県外からの入学生徒を確保するための女子寮建設に関する請願書」に対する、委員長報告は「採択とすべきもの」であります。          この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。          挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「請願第1号」は委員長報告のとおり、「採択とすべきもの」とすることに「決定」致しました。</p>
々	<p>次に、「請願第2号」に対する質疑を行います。          質疑はありませんか。          5番植田議員。</p>
5番 植田議員	<p>委員長にお聞きします。「趣旨採択」との事ですが、採択にまで至らなかった理由をお願い致します。</p>
議 長	<p>4番石川議員</p>
4番石川産 建町民常任 委員長	<p>執行部におきましても、また議会におきましても、きちっとした決まったものができていないというところで、「趣旨採択」という事でございます。この出された意味合いにつきましては、十分理解をしております。これから執行部、議会と一緒にしまして、きちっとした形を作り上げていってその上で、今後の弓市地区の発展に繋げていけたらという意味で、今回は「趣旨採択」という事でございます。</p>

議 長

よろしいですか。

(「・・・・・・・・」)

他にありませんか。

(「・・・・・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「請願第2号、中心市街地の持続的発展に関する請願書」に対する、委員長報告は「趣旨採択とすべきもの」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

賛成「多数」であります。

々

よって、「請願第2号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択とすべきもの」とすることに「決定」致しました。

々

それでは、日程第2、「議案第50号、平成30年度川本町一般会計補正予算(第3号)」を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第50号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、日程第3、「議案第51号、平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。



- 議 長           これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第51号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々               次に、日程第4、「議案第52号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第52号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々               次に、日程第5、「議案第53号、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第53号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第53号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々               それでは、日程第6、「議案第63号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第63号」について、同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第63号」について、「同意」されました。



この条約を批准する事を求めたいと思います。私たちは核兵器とは共存出来ません。この川本町「非核平和の町」宣言に基づいて、町に看板を掲げるなどの具体的な行動を要望致します。

議 長

反対討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第64号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。よって「議案第64号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、日程第8、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と致します。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまでの閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々

次に、日程第9、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々

次に、日程第10、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外  
三宅町長

平成30年第3回定例会を閉会するにあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、去る9月7日から本日まで、9月定例議会という事もございまして、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算認定をはじめ、30年度の補正予算等々、多くの案件につきまして慎重にご審議をいただき全て原案どおりご認定、議決をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。一般質問や議案審査の過程において、お寄せいただきました防災等々、貴重なご意見ご提言につきましては、常に念頭において、町政執行にあたりたいと考えております。今後とも一層のご指導ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

9月に入りまして朝夕が過ごしやすくなって参りました。これから実りの

番外  
三宅町長 秋を迎える訳でございますが、台風等の被害が無い事を願っております。  
また、これから坂町へのボランティア活動に多くの方々が参加いただきますよう工夫をしながら呼びかけをして参りたいと考えております。  
議員各位におかれましては、これから運動会、文化祭等と行事多彩な季節を迎える事となります。どうかご自愛いただきまして、活躍いただきます事をご祈念申し上げ、閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。  
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもって、平成30年第3回川本町議会定例会を閉会致します。  
(午前10時02分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員